

令和7年第1回新十津川町議会定例会一般質問通告表

順位 (議席番号)	質問者	質問事項	答弁者	摘要
1 (5)	大畠 光敬	<p>1 町内の保育施設に関する保護者の相談窓口について</p> <p>保育の方針に対して保護者が疑問を抱く場合、現在の方法だけでは十分ではない可能性がある。町内の保育施設に児童を通わせている保護者が気軽に相談できる新たな窓口の設置は可能か。現在の方法に加えて、匿名での通報が可能なシステムの導入も検討できるか。</p> <p>(保育施設での保育方針に関して、保護者と保育士間の誤解が生じたと一部の保護者から聞いている。これを防ぐためには、保護者の不安を解消するための相談窓口を充実させ、保護者との連携を強化することが必要なのではないか。例えば、保育園には投書箱が設置されており、主任児童委員の連絡先が明記されているが、他人に投書している場面を見られることへの抵抗感や、児童委員に直接相談することの難しさが考えられる。保護者が気軽に相談できる新たな窓口の設置は可能か。現在の投書箱や直接的な相談手段に加えて、匿名での通報が可能なシステムの導入も検討できるか町長に伺う。)</p>	町長	
2 (1)	加藤 敏晃	<p>1 公営住宅の入居資格と「パートナーシップ制度」の必要性について</p> <p>当町在住のとあるLGBTQの当事者は、以前、同性のパートナーの方と新十津川町の公営住宅に同居したいと問い合わせたが、同性との同居であるため条例に定める「親族」に該当しない、との理由で断られてしまった、という事実があった。</p> <p>公営住宅の設置目的は、「住宅に困窮する低額所得者が健康で文化的な生活を営むことができるようにするため」である。</p> <p>しかし現状では、同性パートナーの場合、たとえ住宅に困窮する低額所得者であっても、「性別」を理由に入居や同居ができない状態である。</p>	町長	

順位 (議席番号)	質問者	質問事項	答弁者	摘要
		<p>公営住宅の目的を踏まえると、これらの判断は、性別や性的指向ではなく、困窮具合や支援の必要性などによってされるべきであるとする。</p> <p>この問題については、当町にパートナーシップ制度を導入し、「同性パートナー」も「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」と認めることで解決することができる。</p> <p>お話を伺った当事者の方は、今は別々に住んでいるが、いつかは自分の子ども達やパートナーと一緒に、一般的な温かい家庭を築きたいと話していた。このことから、パートナーシップ制度を導入し、同性のパートナーであっても町に対して宣誓を行うことで「事実上の婚姻関係と同様の事情にある者」と認め、公営住宅で同居できるようにするべきと考えるが、導入の考えについて伺う。</p>		
3 (3)	深瀬美奈子	<p>1 本町の空き家対策について</p> <p>全国的に空き家問題は深刻化しており、国土交通省のデータによると、平成30年時点で349万戸だった空き家が、令和12年には約470万戸まで増加すると予測されている。</p> <p>本町でも未来を見据えて、危険空き家が発生しないまちづくりを目指してみてもどうか。</p> <p>現在、町民からの声で、持ち主側の事情（相続登記の問題、売却価格への不満、地域への配慮）と、買い手・貰い手側の事情（解体費用負担、煩雑な手続き、売買価格への疑問）によって、空き家の流通が滞るケースについて伺っている。</p> <p>これらの課題を解決することで、空き家の発生を抑制することができることから、他の市町村でも導入実績がある民間企業との連携による空き家対策を本町でも取り入れ、実効性のある施策を打ち出すことが必要と考えるが、町長の見解を伺う。</p>	町長	